



食品の期限表示設定ガイドライン変更について

速報!

消費者庁が期限をより長く促すガイドラインに変更!!

消費者庁は、食品ロス削減の観点と、食品の安全性確保に関する科学的知見に基づく観点から消費期限または賞味期限を設定できるよう、食品の期限表示のあり方を見直す「食品の期限表示設定のガイドライン」を2025年3月末日に改正しました。



食品ロス量の推移 (平成24~令和3年度)

✓ 令和3年度食品ロス量は523万トン、うち事業系は279万トン。

2030年度事業系食品ロス量削減目標 (273万トン)



外食産業: 2019(103万トン) → 2020(81万トン) → 2021(80万トン)

「消費期限・賞味期限」の設定について

表示責任者について

= 食品関連事業者のうち表示内容に責任を有するもの

輸入食品以外の食品⇒製造業者、加工業者又は販売業者
輸入食品⇒輸入業者

表示責任者が、食品の特性、品質変化の要因や原材料の衛生状態、製造・加工時の衛生管理の状態、容器包装の形態、保存状態等を考慮し微生物検査、理化学検査、官能検査などの結果を総合的に評価し、責任を持って科学的・合理的に期限設定を行う



【期限設定根拠資料の保管】

表示責任者は、期限設定の根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められた時は、情報提供する必要があります。



特性が類似している食品に関する期限設定について

本来、個々の食品ごとに試験・検査を行い、科学的・合理的に期限を設定する必要がありますが、商品アイテムが膨大であること、商品化まで日数が短い傾向にあること、商品の改廃サイクルが早いこと等の現状を踏まえ、食品の特性等を十分に考慮した上で、その特性が類似している食品の試験・検査結果を参考にすることにより期限設定することも可能です。

■消費期限と賞味期限の分類例

◆消費期限◆

定められた方法で保存した場合において、腐敗・変敗その他の品質劣化に伴い安全を欠くこととなる恐れが無いと認められる期限を示す年月日

弁当・調理パン・惣菜・生菓子類・生麺類など



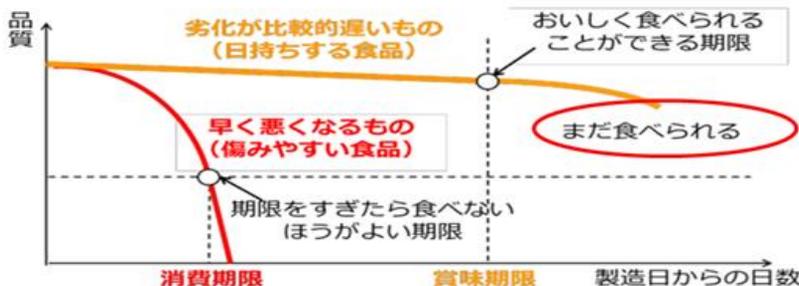
◆賞味期限◆

定められた方法で保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがあるものとする。



スナック菓子・即席めん類・缶詰など

消費期限と賞味期限の目安



■ガイドライン改正の内容①消費期限・賞味期限の説明表示

期限表示については、消費者がその意味を正しく理解し、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにすることが重要であるため、消費期限及び賞味期限の意味について以下の表示例のように説明を付記しわかりやすく表示することが推奨されます。

- 消費期限（期限を過ぎたら食べないようにしてください。）：○○年○月○日
- 消費期限（○年○月○日までに食べきってください。）：○○年○月○日
- ◎賞味期限（おいしく食べることのできる期限です。）：○○年○月○日
- ◎賞味期限（美味しく召し上がっていただくための目安です。）：○○年○月○日

■ガイドライン改正の内容②食品の特性に応じた「安全係数」の設定

一般的に客観的な項目（指標）及び基準から得られた期限に対して、食品の特性に応じ1未満の係数（安全係数）を掛ける。又は得られた期限から特定の時間や日数を差し引く等により、期限を設定する。

**安全係数は1に近づけること
また差し引く時間や日数は0に近づけることが望ましい**

今までは1未満とされ大体0.7~0.9で考えられていた

微生物増殖の観点から、加圧加熱殺菌をしているレトルトパウチ食品、缶詰食品、塩分が著しく高い食品、水分活性が低い食品など、個々の食品の品質のばらつき等の変動が少なく、客観的な項目（指標）及び基準から得られた期限で安全性が十分に担保されている食品は安全係数を考慮する必要がないと考えられます。

食品の期限表示設定における微生物試験、また食品表示作成にお困りの際にはお気軽にお問い合わせください。



例) 100日の賞味期限をつけたい

今まで
安全係数0.8をかけ
=125日後の検査で担保

改正後
100日後の検査で担保

お問い合わせ先 ⇒

ご質問等ございましたら
お気軽にお問い合わせ下さい

株式会社エンバイロサービス
〒060-0005 札幌市中央区北5条西12丁目2
ベルックス北5ビルA館2階
TEL: 011-242-8288